

※ 登録番号	第1196号 (令和6年7月25日)	
1.投資顧問業の種類	一般不動産投資顧問業	総合不動産投資顧問業
2.法人・個人の別	法人	個人
(ふりがな) 3.商号又は名称	うえるうっどあどばいざーず かぶしきがいしゃ ウエルウッド・アドバイザーズ株式会社	
(ふりがな) 4.氏名 (法人である場合は代表者氏名)	くぼき まさひろ 久保木 正浩	
5.資本金額	3000万円	
6.役員		
(ふりがな) 氏名	役職名	常勤・非常勤の別
くぼき まさひろ 久保木 正浩	代表取締役	常勤 非常勤
		常勤 非常勤

7.第4条第1項第3号又は第4号に規定する重要な使用人

(ふりがな) 氏名 (使用人の種類)	職名	統括する業務の別
くぼき まさひろ 久保木 正浩 営業所の業務を統括する者 助言業務を行う者 投資判断を行う者	代表取締役	助言並びに投資判断業務 全般
計 1 名		

## 8.不動産投資顧問業を営む営業所の名称及び所在地

名 称	設置年月日	所 在 地
本 社	平成27年 2月18日	〒105-0001 東京都港区虎ノ門五丁目2番7号 電話 03(4530)9750 FAX 03(4530)9800
計 1 店		

## 9.業務の方法

1	投資助言業務の対象となる不動産の種類、規模、所在する地域 種 類・・・業務用ビル、商業施設、住宅 規模・地域・・・特に規模・地域を問わない。
2	助言の方法 単発的な取引に係る助言及び一定期間継続的な資産運用に係る助言等
3	報酬体系 原則として「投資総額」の3～5%とする。 但し詳細は、投資対象や業務内容等に応じて、顧客と協議の上、契約締結時に決定する。
4	報酬の支払時期  (1) 単発的な取引に係る助言の場合 原則として、助言業務が終了した日とする。 (2) 継続的な資産運用に係る助言の場合 ①取得報酬 原則として、不動産の取得日（引渡し日）属する月の末日とする。 ②運用報酬 原則として、1ヶ月毎、3ヶ月毎等の支払期間を定め、当該期間分の報酬の支払時期は、当該期間の最終月の末日までとする。 ③売却報酬 原則として、不動産の売却日（引渡し日）の属する月の末日までとする。
5	匿名組合、信託および特定目的会社等を用いる場合はその方法 該当なし

1 0.既に有している免許、許可又は登録

業の種類	免許等の番号	免許等の年月日
1. 金融商品取引法第29条の登録		
②. 宅地建物取引業法第3条第1項の免許	東京都知事 (3)第96603号	令和6年5月16日
3. 不動産特定共同事業法第3条第1項の許可		

1 1.不動産投資顧問業以外の事業の種類及び内容

1 不動産投資に関するコンサルティング及びアセットマネジメント
2 不動産の売買、保有及び運用
3 不動産の仲介、斡旋及び管理
4 不動産の調査、鑑定及びコンサルティング
5 建築工事に関する調査、管理及びコンサルティング
6 前各号に附帯関連する一切の業務

1 2.主要株主の商号、名称又は氏名及び住所

(ふりがな) 商号、名称又は氏名	保有する株式の数又は出資 の金額	割合	住所
くぼき まさひろ 久保木 正浩	3000万円	100%	東京都

1 3.役員の内職の状況

(ふりがな) 役員の氏名	常務に従事している他の会社の商号及び業務の種類 又は他に営んでいる事業の種類